

《 伊賀用水の水源は自流水からで決定！ 》

＝三重県「流水占用事務」の不作为を問う＝

{改訂版＝原版《伊賀用水問題を考える》NO. 2 '08・05・26 }

2008年10月3日

伊賀利水研究会

代表・総括研究員 浅野隆彦

〔 はじめに 〕

昨年の8月後半より、私の呼掛けに応じてくださった方々共 4 名で「伊賀利水検討グループ」を立ち上げ、情報収集・現地調査・聞き取り調査・データ分析、関係機関職員等との意見交換などを取り組み、1月25日に最初の「意見論文」《 伊賀用水問題を考える 》(NO.937)を公表した。そこには伊賀用水の給水原価を弾き、伊賀市水道料金が高騰する見込み額の検討や自流水取水の可能性を示すデータ解析、そしてそれを補完する河川流量の水収支計算などを記し、伊賀用水新規需要0. 358m³/sの自流水取水を認めなければならないとの結論を出している。

その後もよくよく調査を進めていくと、上記の結論が更に正しい事が裏付けられる事実が明らかになったり、近畿地方整備局がマヤカシのデータや数字を多用して「川上ダムの特定期利水者」を縛り続けようとしている様子が見えて来た。それらについての反論、意見論文は《 伊賀用水問題を考える 》＝河川管理者回答への反論》(2008年2月8日・NO.955)や《 伊賀用水の自流水取水を認めなければならない 》(2008年3月24日・NO.1007)にまとめ発表した。また、この程「森井堰」「守田機械揚水」「久米井堰頭首工」の三つの取水施設が、主に「守田土地改良区」を受益地とした一体のものである事が判明してきた事で、これらの事実を「把握出来ていなかった(若しくは知りながら隠して来た)」三重県と近畿地方整備局の「流水占用事務の怠慢」を指摘した《 流水占用事務の怠慢 》(2008年5月12日・NO.1032)を中間報告的に発表している。

以上のような「伊賀用水に関する調査・研究」は、主な目的を「伊賀用水新規需要分0. 358m³/sの木津川自流水取水安定水利権の確認」に置いていたので、この意見論文の内に明確に記述するものである。尚、今回は主に既存水利権の実態に迫り、かんがい利水の変化により都市利水(上水道)へ回さなくてはならない「用水量」がどれだけあるか？を中心とした内容としている。次回委員会へ向けて、木津川自流水の現状を調査中であり、そこでは「森井堰」においての「取水可能量」に迫る予定である。

この上記の説明は5月26日時点までの意見書《 伊賀用水問題を考える 》NO. 2に於けるものである。7月31日に至り、「平成5年一級河川久米川河川調査委託(水利権調査)業務報告書」の開示が受けられ、「決定的な資料」が判明した為、今回、上記意見書の改訂を行い、「決定的結論」を述べる事とした次第である。

1) かんがい用水の現状・3取水の水利権は一体のものであった。

「森井堰」「守田機械揚水」「久米井堰頭首工」の3取水施設を三重県管理の水利権台帳などで調べてみると、以下の3つの表から分かるように届け人(あるいは代表者)が同一人であった事、届け日も同一であったことで確信をもって現地調査をしたところ、5ページの〈 図—1 〉に記入したように、守田町に用水の大半が集まっている事が分かったのである。

この現状を「流水占用事務」を執り行う「河川管理者」は認識外であった。筆者は4月後半より「三重県維持管理室」に対し、現地調査を含む十分な調査を行い、水利権の変更など最善の処置を執るよう申し入れをし、5月26日中には「中間報告」をするよう依頼していた。5月26日朝、「維持管理室副室長 山口」氏の表明では『詳しく調査を進め、農林部局とも調整を行い、適切な行政措置を執る予定です。』とされていた。しかし、7月23日に山口維持管理副室長に電話で問い合わせた所、実態把握が不十分な上、「流水占用事務」の基本精神が欠落している事が明白になったので、『県知事に対し、公開質問状を出す以外に分かって貰う方法はなさそうですね！』で、終わっている。

次ページからの3取水水利権の比較表は、三重県知事への「届出書」「水利台帳調書」などから筆者が整理・要約したものである。()内の記述は筆者からの注意書きである。

〈 表—1〉 3取水水利権の比較表

〔 概要 A 〕

	森井堰(慣行水利権)	守田機械揚水(慣行)	久米井堰(慣行)
届け日	昭和42年1月20日	左に同じ	左に同じ
届出人	上野市久米町 守田土地改良区 理事長 山岡武雄	左に同じ	左に同じ
沿革	江戸時代中期頃は依那具及び四十九町の西部低地帯約10町歩を灌漑する井堰であった。明治初期に守田地区の約30町歩を合併、後に井堰近辺の開田が進み、灌漑面積が増大した。	昭和21年頃から3ヶ年連続で旱魃があり、守田地区の耕地では水不足だったので、昭和24年に「補助水源」として完成させた。	江戸時代中期より続いていた米穀精白用水車用堰が使用されなくなっていたのを、守田土地改良区の久米川井堰が昭和28年水害で流失した事から譲り受けて修復した。
現況	昭和33年、井堰を全川幅に延長しコンクリート固定堰とした。	補助水源(大渇水時に臨時運転をする。)	昭和30年、コンクリート固定堰とした。
取水量	常時 0.18m ³ /s 最大 0.36m ³ /s	最大 0.12m ³ /s	常時 0.075m ³ /s 最大 0.15m ³ /s

〔 概要 B 〕

	森井堰(慣行水利権)	守田機械揚水(慣行)	久米井堰(慣行)
届け日	昭和47年10月8日	左に同じ	左に同じ
届出人	上野市八幡町 森井堰代表 松島喜志男	上野市久米町 松島喜志男 (同一人である。)	上野市久米町 松島喜志男 (同一人である。)
沿革	江戸時代中期には依那具及び四十九町の西部約10町歩余の耕地に灌漑する井堰であった。明治初期、守田町約30町歩及び八幡町約20町歩合併し、井堰近辺の開	(〔 概要 A 〕と殆んど同じだが、補助水源の文字がなくなっている。)	(〔 概要 A 〕と変わらない。)

			水施設なのである。) 常時 0.30m ³ /s 最大 0.55m ³ /s
--	--	--	--

2) 「水田面積の変遷」(三重県・農林業センサスによる調査)

年	旧上野市内 水田面積 ha	守田町 水田面積 ha	久米町 水田面積 ha	八幡町 水田面積 ha	3町の合計 水田面積 ha
昭和 30	3,910				
" 31	3,651				
" 34	4,289				
" 35	4,311				
" 38	4,299				
" 50	4,220				
" 56	3,990				
平成 1	3,660				
" 2	3,610				
" 3	3,540				
" 4	3,480				
" 5	3,460				
" 6	3,440				
" 7	3,410				
" 8	3,390				
" 9	3,360				
" 10	3,330				
" 11	3,300				
" 12	3,290	11.23	3.66	6.41	21.30
" 13	3,280				
" 14	3,250				
" 15	3,230				
" 16					
" 17		8.49	2.14	6.89	17.52
" 18					
" 19		33.23	5.30	0.00	38.53

注1:平成19年の3町に於ける水田面積は、伊賀市農地台帳の現況地目による。

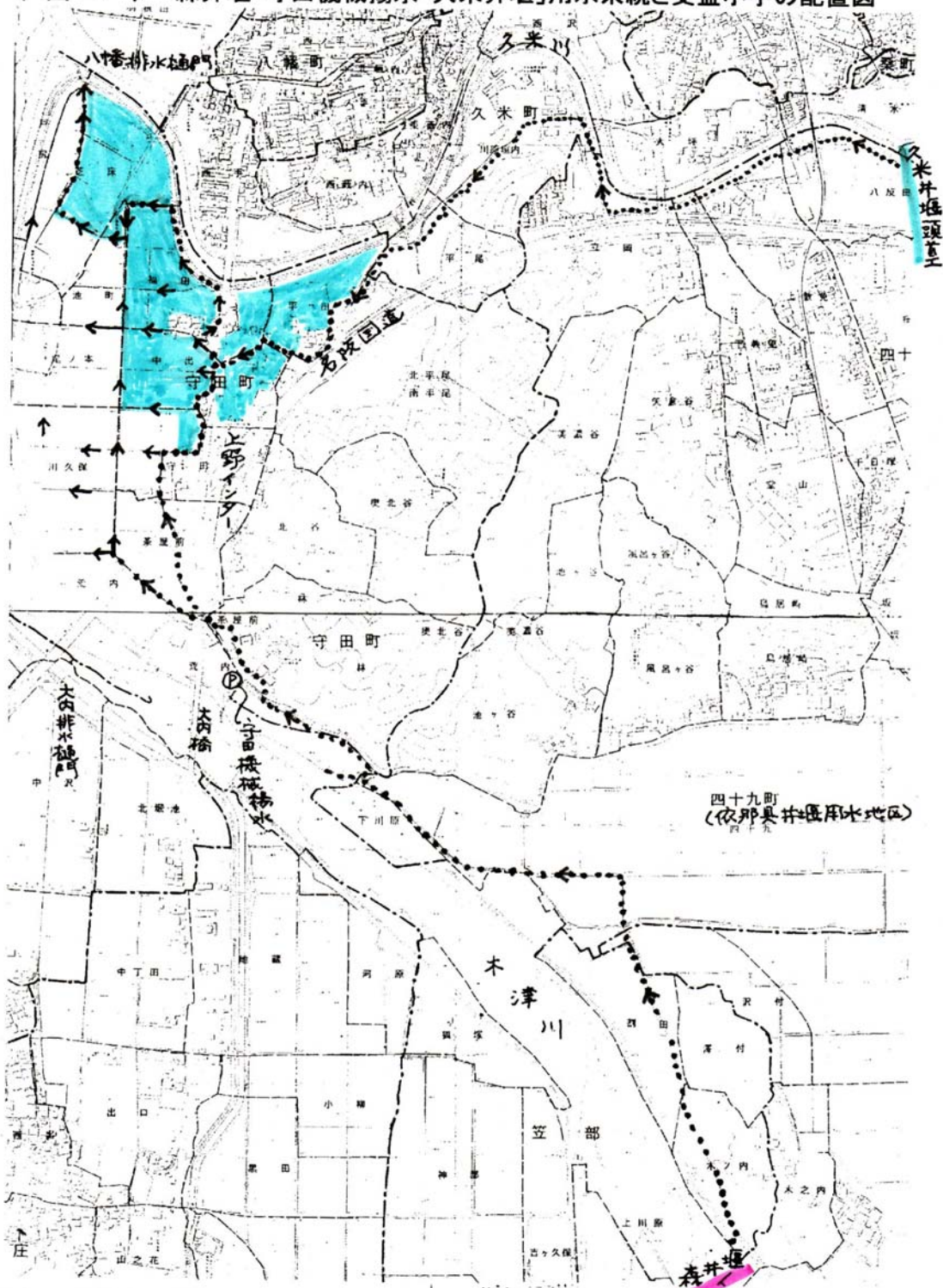
注2:久米町の水田面積の内、久米井堰頭首工による用水を使用しているのは久米川南部に位置する「川原垣内」「平尾」の僅か1ha程度である。後は当該頭首工の用水は守田町「平田」「北平尾」「中出」に入り、森井堰からの用水と合流して「中出」「尾ノ本」「池町」「福田」「芝床」と潤し、「八幡排水樋門」から久米川に排水されている。

注3:平成19年の伊賀市農地台帳に見る守田町、久米町、八幡町の水田面積を平成17年の三重県統計「農林業センサス」と比較すると、大きな乖離があり混迷するが、農地台帳たるものは地権者の自主的申告に拠っている性格のもので、県の統計は近年「減反逃れの為、地元の過少申告が目立つ」とも言われており、実態は現地を

第三者が歩いて調べるしかないであろう。

上記の表のように、昭和35年をピークに旧上野市内の水田はどんどん減少を続けている。名阪国道の上野インター建設は相当な規模で守田町の水田を埋め立てたものである。周囲は市街地化され、住宅(団地)や商業施設が立ち並ぶようになっていったのである。

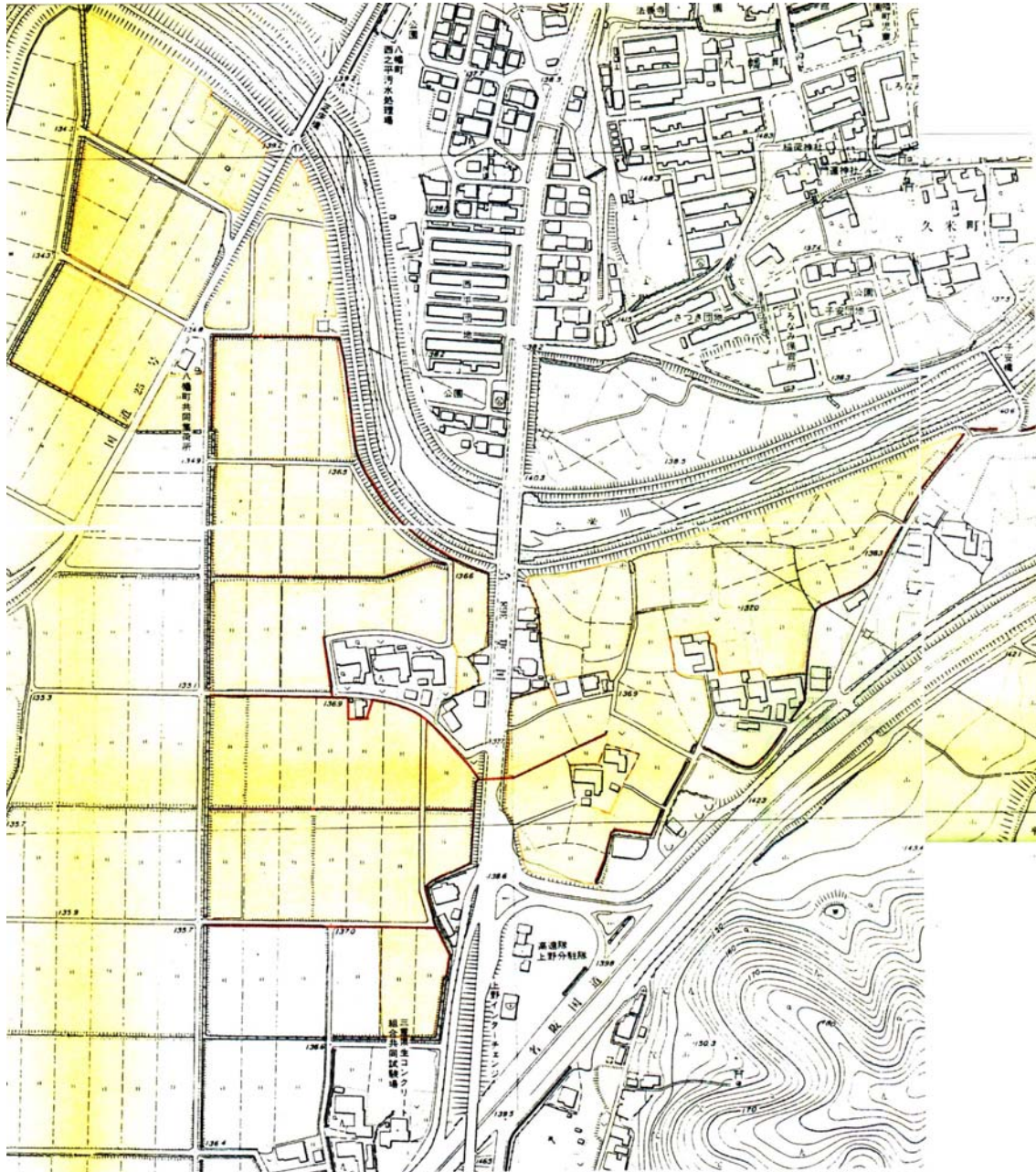
〈 図—1 〉「森井堰・守田機械揚水・久米井堰」用水系統と受益小字の配置図



注1:上図は「上野市小字全図」を下に「森井堰」「守田機械揚水」「久米井堰頭首工」の用水経路を記入したものである。公図と完全に合致するものではないが、3取水施設の用水路

関連の理解に役立つ配置図といえよう。なお、青色に塗った場所は「久米井堰」受益地を示している。

〈 図-2 〉 〈 「平成5年 一級河川久米川河川調査委託(水利権調査)業務報告書」
内、受益地配置図 〉



*** 注意 *** 上図の水田の内、黄色に着色してある部分が「久米井堰頭首工」の受益地と確認されている。少し資料原本に黄ばみが出ており判別が難しいが、〈 図-1 〉の青色に塗った部分と比較して頂ければ正確に読み取って頂ける。

以上の4表と2図を含み、6ページまでを総合判断すると、次ページのような整理ができる。

〈 総合判断の整理 〉

- a.) この3取水施設は殆んどが守田地区のかんがい用水を賄うためのものである。
- b.) 全体として水田は住宅や商業施設、道路、名阪国道上野インターなどに開発され、半減している。その為、上水道需要が増大しているのである。
- c.) それにも関わらず、その実態に対する「流水占用事務」は無知であり、無能である。
- d.) 河川管理者責任として三重県は実態に即した厳然たる「流水占用事務」を執行しなければならない。
- e.) 「森井堰」の水利対象を洗い直し、取水許可量を変更しなければならない。
- f.) 「守田機械揚水」は幽霊水利権として、慣行水利権の排除(廃止)を行わねばならない。
- g.) 「久米井堰頭首工」は許可水利権とし、守田(町)土地改良区の用水に関し「森井堰」の取水との按分を行わねばならない。

3) 久米井堰頭首工と森井堰の水利対象(受益面積)について

伊賀市農業振興課によると、農業振興地域を指定するような「地域指定制度」は採っていない、一筆毎の農地を単位に「農用地利用計画図」を作成し登録しているとの事である。これを見ると守田町でも土地改良を施した部分は、名阪国道から北側、木津川と久米川、そして国道368号線に囲まれた地域内の、数ヘクタールを集落や施設、公園などで除かれた約27ha 程度の部分でしかない。その一部も減反の為に畑地になっている所が散在し、凡そ2ha あるようだ。土地改良区内は25haと見るべきである。

a) 久米井堰の受益面積

久米町の久米川南部は名阪国道に挟まれ、川原垣内と平尾という2小字の狭い土地である。川原垣内は久米小学校の敷地が大きく、近年、拡大し新築したもので、その際に用水路は運動場の地下に暗渠とされたのである。勿論、周囲の水田も埋め立てた訳であり、その他にも住宅地が増え、今や小田が9枚程残っているばかりである。西隣の平尾は国道側が用水路より高地になっているので更に水田とはし難く、昭和30年頃までは南の丘陵からの沢水で遣っていた水田も現在は荒地となっている。5枚の小田が残るばかりである。

用水路は続いて「守田町字」北平尾、平田、福田の東端、中出の東端を通り、国道368号線の下を潜り、守田土地改良区の用水路に合流している。以上の守田町4小字の水田も小さく、ここまでの水田は「農用地に指定されていない」耕地で、いずれは開発される場所なのである。

三重県の水利権調査が平成5年に行われている。古い「久米井堰」はコンクリート固定井堰であり、堆砂を含め洪水氾濫の原因となるものであった。久米川河川改修に伴い「頭首工」として上流に移転・新築し、この財産を無償で「守田水利組合」に引き継いだのであった。この前に「許可水利権」申請を為さねばならない訳で、「平成5年一級河川久米川河川調査委託(水利権調査)業務」によって、次ページのような流水占用手続きを踏んでの「報告」が出ている。

ロ. 使用水量の算出の基礎

1 受益面積

久米井堰のかんがい区域は、久米川が木津川に合流する地点の左岸側にあり、大半が基盤整備済みであり、受益面積は次のとおりである。

(

受益面積表 (表-1)

整備の 示 意	受益面積 (ha)	備 考
整備済	9.8	
未整備	4.0	
計	13.8	

7 申請取水量

本井堰からの取水量は、6. 粗用水量の算定 で求められたごとく、取水時期と二期に分け、

・代掻期 (4/29 ~ 5/5)

$$Q = 0.092 \quad \text{m}^3/\text{sec} \quad (0.55 \text{ m}^3/\text{s})$$

・普通期 (5/6 ~ 8/23)

$$Q = 0.038 \quad \text{m}^3/\text{sec} \quad (0.30 \text{ m}^3/\text{s})$$

とする。

() は居出書の値。

尚、代掻の時期によって変動するので、代掻日数 2 日のところを取水の時期では、1 週間の余裕を見て、4/29 ~ 5/5 とする。

(水利使用)

1. 河川の名称

一級河川淀川水系久米川

2. 水利使用の目的

かんがい用水

3. 取水口・注水口又は放水口の位置

上野市久米町

4. 取水量

	代 掻 期	普 通 期	非かんがい期
	4月29日から 5月5日まで	5月6日から 8月23日まで	8月23日から 4月28日まで
最大取水量	0.092 m^3/s	0.038 m^3/s	— m^3/s

かんがい区域

上野市

かんがい面積

13.8 ha

「久米井堰頭首工」の許可水利権は、下記のような筈であった。

* 代掻き期 (4/29~5/5) $Q=0.092\text{m}^3/\text{s}$

* 普通期 (5/6~8/23) $Q=0.038\text{m}^3/\text{s}$

これは、「慣行水利権」時の最大 $0.55\text{m}^3/\text{s}$ については、 $0.458\text{m}^3/\text{s}$ の余剰分を生み出しているではないか。

「森井堰」の受益地が実際には相当減少している事は、意見書《伊賀用水問題を考える》NO. 2に詳しく述べているが、上記の調査が報告している「久米井堰」受益面積を参考に、「森井堰」受益「守田土地改良区」内面積を弾いてみる。公園その他宅地など、また畑地を差し引いた「改良区」内の全水田面積は 25ha である事は、上記意見書に述べているように筆者が足で調べたものである。 $25-9.8(\text{久米井堰分})=15.2\text{ha}$

これ以外の「森井堰」受益地は 7.3ha であった。 $15.2+7.3=22.5\text{ha}$
昭和49年時点の「森井堰許可水利権」申請で、受益面積は 43ha とされているから、ほぼ半減していることになり、取水量の変更は次のようにしなければならない。

$(22.5 \div 43) \times 0.44 = 0.23\text{m}^3/\text{s}(\text{最大})$ 余剰分 $0.44-0.23=0.21\text{m}^3/\text{s}$

〔 結論として 〕

7ページに「整理」しているが、「久米井堰頭首工」の「許可水利権」化が何故「サボられて」いるのか！？これを単なる怠慢と見るのは甘いのではないか。川上ダムに伊賀用水補給目的を残す為の「意図的不作為」なのではないか！？

「森井堰」、「守田機械揚水」とも絡み、「三重県流水占用事務」の無能ぶりは笑って済まされない「黒一色」を感じさせる。これにより、住民に多大な「税金のツケ」を回し、「然るべき川の水の公平な公共性」をも破壊してしまうのを認識していない事を、大いに反省して貰いたいものである。

伊賀市水道が、「木津川自流水安定水利権」として、0.358m³/sを取水する事は全く可能であると結論する。